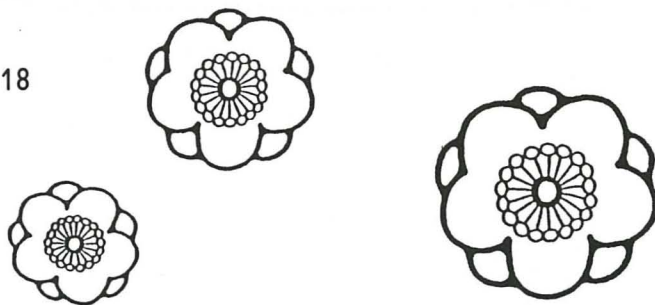


あなたの国民年金

パート18



年金額が引き上げられます!!

申告のとき

国民年金保険料を忘れずに

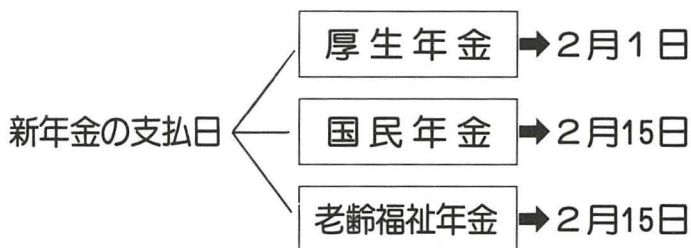
厚生年金・国民年金の年金額が平成元年4月にさかのぼって引き上げられることになりました。

従って、厚生年金・国民年金とも既に平成元年11月・12月に前月分までの年金額が支払われていますので、平成2年2月の支払いでは改正後の年金額と平成元年4月から、既に支払済みの月分までの差額とあわせて支払われることとなります。

所得税の確定申告の時期がきました。皆さんは、国民年金の保険料が課税所得額から控除されることをご存知ですか。

平成元年1月から12月まで納めた本人の保険料や家族のために納めた保険料は、「社会保険料控除の扱い」を受け、申告すれば所得額から控除され、税金が安くなります。

平成元年1月から12月までの保険料は、下の表のとおりです。



※厚生年金のうち郵便局での現金支払 → 2月13日

定額保険料

平成元年1月～3月	1ヶ月	7,700円
平成元年4月～12月	1ヶ月	8,000円
1年分の保険料		95,100円
前納保険料		93,680円

年金支払が年6回になります!!

今まで年4回の支払であった厚生年金・国民年金が平成2年2月から年6回の支払になります。

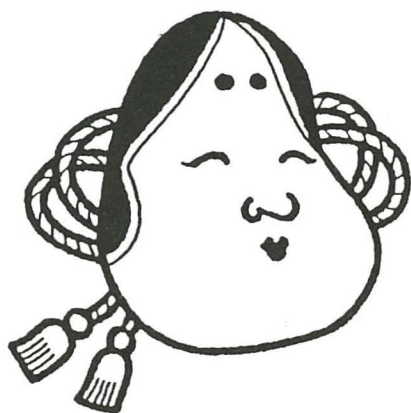
定額保険料と付加保険料

平成元年1月～3月	1ヶ月	8,100円
平成元年4月～12月	1ヶ月	8,400円
1年分の保険料		99,900円
前納保険料		98,360円

支払月 → 2・4・6・8・10・12月

※平成元年度中に納めた、62・63年度の保険料も控除されます。

●問合せ 住民福祉課年金係
電話84-1211 内線155



福祉豆辞典

身相
体障
害者
談者
員

身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言にあたる地域の奉仕者です。町の相談員は2名です。